



事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 7 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室長
厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省医政局看護課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について（その 2）

厚生労働省、こども家庭庁及び文部科学省では、昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・障害福祉・保育・幼児教育施設において、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用した際に利用料金等についてトラブルとなるケースが発生していることを踏まえ、公的職業紹介の機能強化と雇用仲介事業の適正化に向けて取組を進めているところです。

また、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（平成 11 年労働省告示第 141 号）の一部改正に伴い、令和 7 年 4 月 1 日より雇用仲介事業の利用料金・違約金規約の明示が義務とされました。

今般、医療・介護・障害福祉・保育・幼児教育施設の求人者の皆様が安心して雇用仲介事業者を利用できるよう、こういったトラブル発生未然防止のため、雇用仲介事業者と求人者間における利用料金、違約金等の苦情相談に至った事例について取りまとめたリーフレットを作成しましたので、関係者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【参考：職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（抄）】

第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

九 適正な宣伝広告等に関する事項

（四）職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

第八 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項（法第四十三条の八）

五 適正な宣伝広告等に関する事項

（四）募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

※ 改正の内容については、分かりやすくまとめたリーフレットを厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（参考）紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328457.pdf>

※ 昨年 11 月にご案内しました、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）のご利用にあたっての留意点も分かりやすくまとめたリーフレットもございます。ぜひ、ご参照ください。

（参考）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaiseil_00005.html

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者やハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、**最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』**でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりになると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要**です。

事例 3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

「適正な明示がない事業者」や 「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」 については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）は新たなルールへの対応が必要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

従業員の職場定着など、雇用管理面で困りの事業主の皆さまへ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001491253.pdf>

厚生労働省
ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる特設ウェブサイトです。

ぜひご利用ください。

【認定マーク】



医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度
特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL071107 需01